

**小中学生向け「熊野古道伊勢路」ワークブック作成業務委託  
企画提案コンペ参加仕様書**

**1 委託業務の内容**

- (1) 委託業務名 小中学生向け「熊野古道伊勢路」ワークブック作成業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで
- (3) 委託業務の内容 別添「業務仕様書」のとおり

**2 契約上限額**

4,629,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

**3 参加条件**

企画提案コンペ参加申込書（第1号様式）及び同申込書3に記載の添付書類を提出した者

**4 企画提案コンペの実施方法**

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「小中学生向け「熊野古道伊勢路」ワークブック作成業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査とプレゼンテーション審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

(1) 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

①質問の受付期間

令和2年11月16日（月）15時まで

②質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由。ただし、規格はA4版）にて行うものとし、11項に記載の担当部局まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認してください。

なお、質問文書には、組織名のほか、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

③質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関するもの、他の応募者の提案書提出状況に関するもの、積算に関するもの及び採点に関するものにはお答えできませんので、ご了承ください。

④質問に対する回答

受け付けした質問に対する回答は、令和2年11月17日（火）17時までに、原則三重県のホームページに掲載します。

## (2) 企画提案資料の提出

- ①提出期限 令和2年11月24日(火) 15時まで(必着)
- ②提出場所 11項に記載の担当部局
- ③提出方法 上記提出場所に持参又は郵送等による送付  
(メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。)
- ④受理確認 郵送等の場合は、提出期限までに電話にて担当部署に受理の確認を  
してください。

## (3) プレゼンテーションの実施

- ①開催日時 令和2年11月27日(金) 午後(予定)
- ②開催場所 三重県津市広明町13番地 県庁内会議室  
ただし、県が指定するオンライン会議システムを利用して、プレゼンテーションを実施する場合があります。
- ③その他 説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書によるものとします。  
なお、スライド映写は使用できません。

※ プレゼンテーションの可否及び日時・方法は、令和2年11月25日(水)に、企画提案資料記載の連絡先に電子メール等にて連絡します。

※ プレゼンテーションの開催日は、応募件数等、事情により変更になる場合があります。

※ 応募多数の場合、プレゼンテーションを行う提案事業者を書類選考で選出させていただきます。

## 5 提出書類

(1) 企画提案コンペ参加申込書(第1号様式) 1部

(2) 企画提案書 8部

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズおおむね12ポイント以上  
表紙を含め40ページ以内

記載内容(実際に履行可能な内容を記載してください。)

### ①企画提案

業務委託仕様書の業務内容に沿って、次の項目を含めて、具体的な提案内容を記載してください。

ア 3種類のワークブックそれぞれのコンセプト、構成案及び各ページのレイアウト案

・書き込み箇所等について、熊野古道への興味関心を喚起させ、学びを深めるための工夫等を凝らした内容を示すこと。

イ 小学校高学年向けの表紙案

・ワークブック構成案(別紙2)を参考に、冊子の全体像を構想し、タイトルを含めて、表紙のデザイン・レイアウトを提案すること。

ウ 小学校高学年向けの内容案

・ワークブック構成案（別紙2）のうち、「世界遺産熊野古道」について、デザイン、文章の言い回し、文字フォント、イラスト、レイアウト等を調整・編集して提案すること。

②業務の実施体制

当業務を円滑に推進するための提案者の実施体制の詳細を記載してください。

③実施スケジュール

当業務を円滑に推進するための具体的スケジュールを記載してください。

④類似事業の実績

類似事業の実績があれば、その実施内容（実施年度、事業名、契約相手先）を記載してください（5件まで）。

(3) 見積書（税抜き） 8部（原本1部、副本7部）

記載様式は特に定めませんが、業務仕様書に定める委託業務について、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、可能な限り詳細に費用の内訳を記載してください。

(4) 提案事業者の概要書 8部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

(5) 共同体等、複数者から成る組織による参加の場合の資料 8部

共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）及び組織の規程・会則については、企画提案書とは別に提出してください。（コピー可。ただし、共同事業体協定書兼委任状は原本1部要）

## 6 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

(1) 的確性（比重配点×2）

企画提案内容は、委託業務の目的や仕様に合致し、目的達成のために、具体的かつ効果が高い内容が提案されているか。また、実施スケジュールは具体的で無理のない計画か。

(2) 企画性（比重配点×2）

ワークブックのデザイン・レイアウトについて、訴求力と見やすさを兼ね備えた提案となっているか。また、ターゲット層に対して、熊野古道への興味関心を喚起させ、学びを深めるための工夫やアイデア等が盛り込まれた提案となっているか。

(3) 専門性

小中学生をターゲットとするパンフレット等による情報発信の実績と専門技術を有しているか。

(4) 経済性

十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。

(5) 実施体制

委託業務を適切に実施できる社内体制を構築できるか。また、三重県との連絡体制、事業に係る社外組織との連携体制は十分か。

## 7 契約方法に関する事項

(1) 最優秀提案者（ただし、選定委員会の最低制限基準点以上）と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結する。

なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要となる。

①消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3・未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し

②三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し

(2) 最優秀提案者は契約実績証明書(第2号様式)を提出すること。過去3年間の今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績があれば記載すること。契約実績がない場合も「該当なし」と記入して提出すること。

(3) 契約時に契約保証金を納付すること。(契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上)。ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

## 8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託業者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

①断固として不当介入を拒否すること。

②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

③11項に記載の担当部局に報告すること。

④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、担当部局と協議を行うこと。

(2) 受託業者が上記(1)②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格

停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 10 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ることとする。
- (2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書提出後、事業者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 企画提案書は、契約に至った場合に使用する他、事業者選定以外には使用しないものとし、県の文書規程に従い管理を行う。また、提出のあった各提案書については、返還を行わない。
- (5) 提出された提案書については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので、その部分を明記すること。
- (6) 契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、三重県個人情報保護条例第 53 条、第 54 条及び第 56 条に委託を受けた事務に従事している者、若しくはしていた者に対する罰則規定があるので留意すること。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとする。

## 11 担当部局

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部 南部地域活性化局 東紀州振興課（担当：内海、中山）

電話 059-224-2193 FAX 059-224-2418

E-mail [hkishu@pref.mie.lg.jp](mailto:hkishu@pref.mie.lg.jp)